

◎新潟県告示第414号

新潟県指定金融機関等事務取扱規程（昭和57年3月新潟県告示第1006号）の一部を次のように改正する。

平成31年4月5日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後					改 正 前				
別表第2（第16条関係）					別表第2（第16条関係）				
収納区分	指定金融機関等の区分	送付書類等	添付書類	(略)	収納区分	指定金融機関等の区分	送付書類等	添付書類	(略)
口座振替の方法によるもの	代表店	収入金及び振替状況を記録した電磁的記録	/	(略)	口座振替の方法によるもの	代表店	収入金及び振替状況を記録した磁気テープ	新潟県立高等学校授業料等口座振替報告書	(略)
(略)	(略)				(略)	(略)			
備考					備考				
1 指定代理金融機関のうち別に掲げる店舗は、大光銀行新潟支店とする。					1 指定代理金融機関のうち別に掲げる店舗は、大光銀行新潟支店とする。				
2 「電磁的記録」とは、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。									
別表第4（第42条関係）					別表第4（第42条関係）				
1 (略)					1 (略)				
2 証紙取扱店において設備する帳簿					2 証紙取扱店において設備する帳簿				
名 称		様 式			名 称		様 式		
証紙等受払簿		別記第14号様式			証紙等受払簿		別記第15号様式		